



Q. 水道企業団等管理者及び議員の報酬は

A. 構成団体と協議していく

野崎 八十治 議員

Q 町が他の市町と一緒にやっている一部事務組合は、①水道・

②衛生・③消防・④火葬場・⑤農業共済組合等がある。管理者は構成する市町の首長が担当し、それぞれの議員による議会もある。①②③は年報酬・管理者は8万4千円、議員は6万6千円である。④⑤の管理者は無報酬で、議員は1回7千円から2百円である。常勤の首長の報酬は二重取りの指摘もある。

A 報酬については、年報酬であったり、日額制であったり、各々の組合により相違がある。

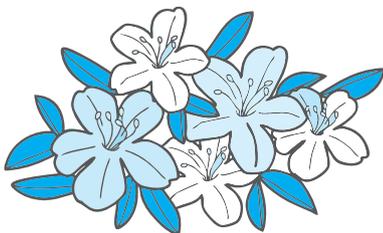
旧西春日井郡で構成する一部事務組合においては、管理者報酬、議員報酬ともに年報酬となっている。

報酬のあり方については、様々の議論がされて

いる。そのことを踏まえ構成団体と協議をしていく必要があると考える。

一部事務組合管理者、議員報酬

組合名	管理者	議員
北名古屋水道	年 8万4千円	年 6万6千円
北名古屋衛生	同	同
西春日井広域	同	同
尾張東部聖苑	なし	日当 7,100円
尾張農業共済	なし	日当 7,200円



Q. 火災ごみの

処理支援を

A. 新たな補助金制度は考えていない

Q 火災が発生したごみを、全て自己処理している自治体は豊山町など、ほんの一部である。

A 多くの自治体では、担当職員が立会い、一般廃棄物として町が処理しているようなものは無料で処理してくれる。豊山町もそうした支援をする必要がある。

生じた家財道具は、処理先の名古屋市へは持ち込むことができなくなった。被災者から相談を受けた場合は、処理できる業者を紹介している。

単独の焼却工場を持たない現状では、火災ごみの処理は自己責任でお願いする方策以外は考えられないので、ご理解をお願いします。

【その他の質問】

新知事の県営名古屋空港の管理運営について

A 平成22年3月までは、火災により発生した家財道具のみを環境美化センターで処理することができた。同年4月から、火災により発